

611.76-N77ㄅ



1200500748512

.76

.77

(集團耕地造成事業を中心として)

町府下雲原村視察記

日本勸業銀行調査課編



始



912
332

611.76
N77

和十六年九月

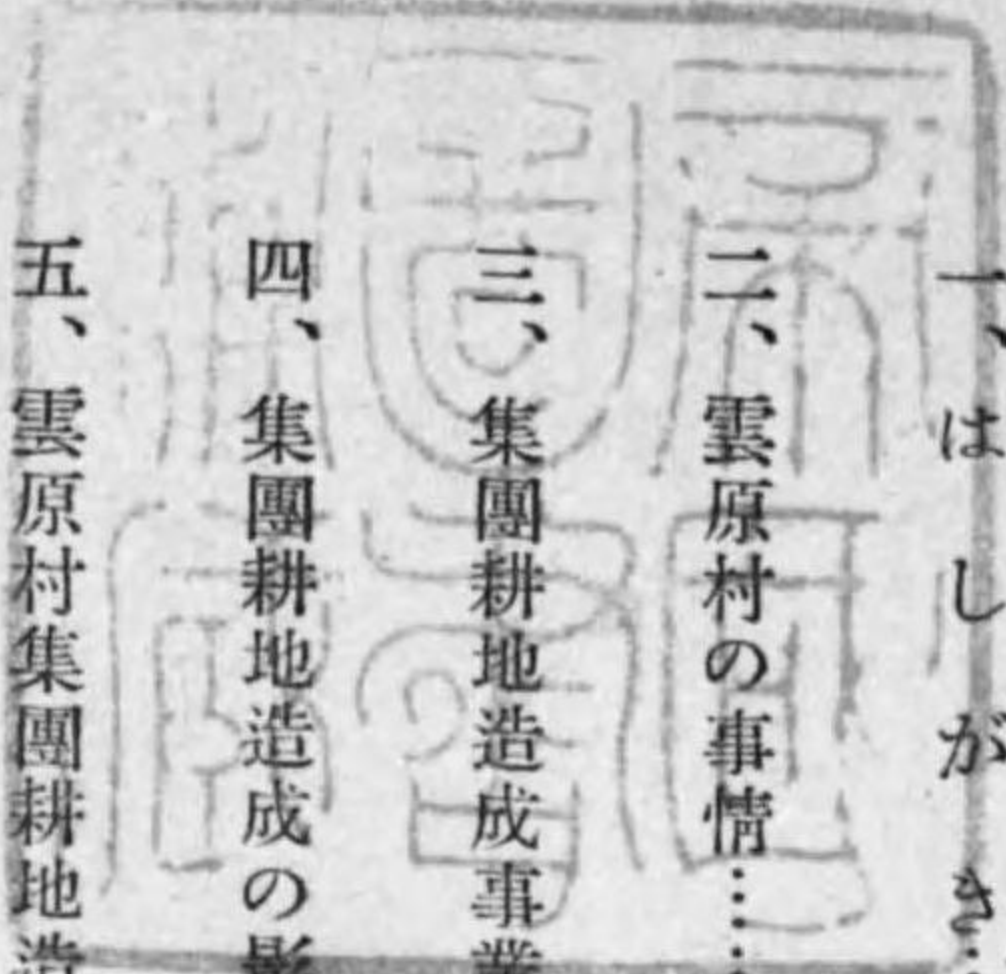
京都府下雲原村視察記

——集團耕地造成事業を中心として——

日本勸業銀行調査課

目次

一、はしがき	一頁
二、雲原村の事情	二
三、集團耕地造成事業の輪廓	二
四、集團耕地造成の影響	二七
五、雲原村集團耕地造成事業進捗の原因	三三
六、結言	三八



一、はしがき

九千四百十七萬筆に分れ、一筆當平均僅か六畝に過ぎないと謂ふ我が國耕地の分散狀況に鑑る時、耕地の交換分合が我が國の農業生産にとつて極めて重大な意義を有するものであることは謂ふまでもない處である。

乍併、之を實際に行ふに當つては所有權の移轉を繞り、或は先祖傳來の耕地に對する執着といふやうな農民心理上の問題或は耕地の評價といふやうな技術上の問題など種々困難な事情が存してゐると共に、更に耕地の分散は私經濟的には危険の分散或は肥瘦の平均といふ長所を伴つてゐることも考へられるのであつて、耕地の交換分合は農民心理上の問題或は技術上の問題に於ける解決のみならず、危険に對する補償制度の普及或は災害防止施設の十全と土地改良の施行とを俟つて甫めて完璧を期し得られる問題であらうと思ふ。

今次事變の進展に伴つて農業生産力擴充の必要が益々喫緊となるに従ひ、耕地の交換分合の問題も愈々其の重要性を加重し、政府に於ては或は登録税を免除し或は助成金を交付するなどして之が獎勵を圖つてゐるのであつて、其の實施の計畫されるに至つた町村も相當見受けられるやうであるが、そ

二
れが圓滑な進捗を示してゐるかに就いては前述の如き諸理由に因り多大の疑問が持たれてゐる處である。

斯かる事情の中にあつて、京都府下天田郡雲原村に於ては經濟更生の中心事業として夙に耕地の交換分合をとりあげ、其の實績頗る顯著なるものあるとき、右實情を見聞すべく去る二月下旬雲原村に向ふ。

二、雲原村の事情

福知山で山陰線を捨て、北丹鐵道下天津驛にて下車、大江山バスに乗る。山の中腹を縫つて上る道をゆられること一時間餘り、大江山麓雲原村に到る。

村は戸數一五八（内農家一二六戸）、人口八二四、面積約一方里に過ぎない小村。

其の周圍は大江山連峰の峻嶺を以て圍繞せられ、村の西南三岳山に源を發する三岳川は上谷川、山谷川、横尾川の三支流を集め、村の北赤石嶽衣笠山を水源とする深山川と村の略々中央に於て合し、雲原川となつて流れ下り、五指状の山峽を作り出す。

聚落は此の山峽に沿つて形成せられ、耕地も亦階段状をなして此處に開けてゐるが、其の面積は甚

だ狭小であつて、山林實測面積の一千四百十餘町歩——内村有林八百四十餘町歩——を數へるに反し、僅か百二十四町三段餘——田八十八町六段八畝九歩、畑三十五町六段五畝十七歩——に過ぎず、農家一戸當一町歩——田七段十二歩、畑二段八畝九歩——に満たない。

而も頻々として起つた水禍と、普通十箇所以上にも亘り或は峰を越し或は川を距て其の距離一里以上に及ぶもの尠くないと謂はれた耕地の分散利用状況とは、狹隘で起伏の多い耕作道と相俟つて、耕作をして或は復舊と災害の蝕兒子に疲れしめ或は時間的勞力的に多大の浪費に陥らしめて來たのであつて、此等耕地のあげる生産も餘り多くはなく、田に於ては大部分濕田一毛作で反當一石六、七斗、畑に於ては大半桑園で反當收穫量十三貫程度の状態に在つた。^{〔註〕}

〔註〕

水稻玄米一反歩當收穫高

全 國	一・九—二・〇 程度
京 都 府	二・〇—二・一 程度

桑園一反歩當收穫量

全 國	一四—一五 程度
京 都 府	一六—一八 程度

從つて昭和九年十年の頃には、主要農産物たる此等米繭を以て得られる農家の現金収入は一戸當僅か百四、五十圓に過ぎず、之に亞ぐ重要産物たる鹽、薪炭等よりの畜産収入、林産収入をいれるも漸

く二百四、五十圓にして、五百四、五十圓を必要としたといはれる現金支出は出稼其の他の勞賃収入等によつて補はれてゐる有様にあつたのであり、負債も七百圓程度の預貯金額に對し一戸當一千圓程度に上つてゐたのである。

斯くて昭和十一年本村が經濟更生特別助成村に指定せられるや、農業生産上多大の支障を與へて來た耕地の分散を是正し、之を基として多角型農業經營組織を全村に普及せんとする經濟更生計畫を樹立するに至つたのである。

即ち、交換分合並に住宅の移轉に依つて分散せる耕地を農家の周圍に集團化すると共に之に附隨して狹隘なる耕作道の改修、區劃整理、暗渠排水等の事業をも併せ行ひ、之に因つて節減せられる勞力と増加せられる自給飼料——裏作として——とを基として經營面積の擴大と畜産部門の擴充を圖り、斯くて又肥料の自給を増大せしめんと企圖したのであつて、集團耕地造成事業、耕作道改修事業、區劃整理暗渠排水事業の外開墾、厩舎の増設、育雛施設の擴張充實等を主なる計畫事業とし、之が所要資金として十八萬五千五百七十五圓を見積り、五萬三千五百五十圓の助成と年額千五百餘圓の利子補給を申請したのである。

經濟更生事業計畫

計畫概目	所要事業費	低利資金借入	自辦資金	助成金	説明
集團耕地施設 (住宅移轉)	二五、〇〇〇 ^円	一二、五〇〇 ^円	— ^円	一二、五〇〇 ^円	住宅移轉戸數二十五戸
耕作道改修	三二、八七五	八、〇〇〇	八、四七五	一六、四〇〇	幹線(幅員二・二米)八、〇〇〇米 支線(幅員一・二米)二、五〇〇米
區劃整理及暗渠排水	二六、四〇〇	一八、〇〇〇	八、四〇〇	利子補給要望	區劃整理 四四町 暗渠排水 三〇町
開墾	五二、〇〇〇	三五、〇〇〇	一七、〇〇〇	利子補給要望	山林開墾 八〇町歩 (傾斜二〇度以下の山林)
厩舎設備	二五、〇〇〇	一二、五〇〇	—	一二、五〇〇	厩舎一〇〇箇所 一箇所平均二五〇圓 厩舎六坪 一五〇圓 堆肥舎四坪 六〇圓 埋草舎一箇 四〇圓
共同事業設備	九、三〇〇	四、六五〇	—	四、六五〇	土當歸抑制栽培貯藏設備 六、〇〇〇圓 育雛場擴張及充實設備 三、〇〇〇圓 實習地一町歩設定及整地 三、〇〇〇圓
教育設備	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	—	五、〇〇〇	作業場三十坪 四、〇〇〇圓 道場二十五坪 二、〇〇〇圓 附屬舎二十坪 一、〇〇〇圓 農具其他の設備 一、五〇〇圓

事業計畫設計監督費	五、〇〇〇	—	二、五〇〇	二、五〇〇	四箇年	五、〇〇〇圓
合計	一八五、五七五	九五、六五〇	三六、三七五	五三、五五〇		

〔註〕 本村は早くより犢を生産し、地方的には雲原牛の生産地として知られてゐるが、農家は一頭飼の習慣を固執し、且つ放牧場も完備してゐなかつた爲、其の歩々しい増殖はみられない状態にあつた。

本計畫は農家に二頭飼厩舎を普及することにより一頭飼の習慣を打破し、二頭飼の慣習を馴致することを目的とするものであつて、昭和七年より九年に亘り農村匡救土木事業として設けられるに至つた面積五百町歩、四百頭の収容能力を持つ大江山共同放牧場と相俟つて畜牛増殖の實を擧げんとするものである。

乍併右計畫は、區劃整理暗渠排水事業、厩舎施設、開墾、教育設備が經濟更生特別助成事業の埒外に置かれ、且つ助成金も二萬九千二百圓と縮小査定せられ、かへて加へて支那事變勃發に因る經濟情勢變動の事情等もあつた爲、其の全面的遂行に支障を來し、特別助成事業の埒外に置かれた事業が、有畜農業獎勵として別途の助成を受けた厩舎施設を除き、孰れも實行不可能に陥つた外、助成事業とせられた事業に於ても變更を加へるの餘儀なきに至つたのである。

而して其の終了年度たる昭和十四年までに完成をみた經濟更生特別助成事業は

〔註一〕

計畫事項	説明	決算額	自己支辨額	助成金交附額
集團耕地造成	農家移轉 十一戸	一三、八五三	六、九二七	六、九二六
耕作道改良	支幹線 一三、一一九米建設 四、六一九米建設	二九、五一六	一五、九二二	一三、五九四
共同事業設備	土當歸抑制栽培、育種設備、 共同利用設備	一三、三六一	六、六八一	六、六八〇
水路新設	用水路新設	四、〇九五	二、〇九五	二、〇〇〇
合計		六〇、八二五	三一、六二五	二九、二〇〇

備考 集團耕地造成の完成した農家は全體で四十二戸であり、其の中造成に當り住宅の移轉を必要としたものが十一戸なのである。

であり、又厩舎施設も建設四十戸といふ状態であつて、本村經濟更生の中核として計畫せられた集團耕地の造成と有畜農業の普及發達に於て十分所期する處に達しなかつたのではあるが、其の及ぼした效果に就いては無視出來ざるもの、如く、移轉農家に尋ねた處によれば、稻作反當労働は約五人程度節減せられ、收穫量も七、八斗は増加をみたと謂はれてゐるのであつて、十四、十五の兩年に於ける全村の田反當平均收量は一石九斗乃至二石を算し、農産物の値上りにも因ることながら、十四年度に於ける農家一戸當の現金収入は支出八、九百圓程度に對し千圓から千百圓程度と稱せられ、預貯金は

〔註二〕

増加して二千圓近くを示してゐるに反し負債は六百圓程度に減少するに至つてゐるのである。

〔註一〕 耕作道は極めて立派なものであるが、之が改修に當つては、必要とする土地は所有者が寄附し、勞働は村民が提供し、購入したのは資材のみで、助成金は先づ資材の購入に充當し、殘額を勞賃の支拂に振向けたのであつて、一日當七、八十錢位は支拂ひ得たとのことである。従つて耕作道改修費に於ける自己支辨額は無償で提供せられた部分の勞賃と寄附せられた土地との額と看られるのであるが、斯かる土地の寄附に就いては本村に於ける諸種の事業の遂行上必要あるときは土地所有者は其の所有面積の百分の十五までは何時にても村に提供する申し合せが出来てゐるのであつて、單に耕作道の改修の場合にのみ限られてゐるのではないのである。

又共同事業設備として主なるものは土當歸抑制栽培設備共同育雛施設であつて、土當歸栽培と養鶏とを獎勵せんとする目的を以て設けられたものであるが、前者は未だ試験時代に屬し、後者育雛場は飼料の不足と値上り及び技術員の異動等に因り現在の處成續は餘り芳しくない。

尙村長西原氏個人の經營にかゝる養鱒場あり、親魚を飼養して産卵させ、之を孵化して二箇年位の後市場に賣り出すのであつて、好成绩を得るに至らば將來農家の副業として獎勵する目的を有するものであるが未だ試験時代に屬し、收支は償ふに至つてゐない。

〔註二〕 本村に於ては農林産物の共同販賣代金は勿論土木事業の勞賃などすらも之が支拂は總べて産業組合の各人當座口への繰入を以てなし、必要に應じ適宜拂出す仕組を實行して居り、村民は平常殆ど現金を所有せぬ慣習が馴致されてゐると共に、又日曜貯金、講和記念貯金、國勢調査記念貯金、婦人會貯金、祭日貯金、自作農免稅貯金、禁煙貯金、養蠶天引貯金、畜牛天引貯金、戰時貯金(支那事變)等と稱し、制規の方法又は天引等によつて收集し、郵便貯金及び信用組合の各人通帳

に記入し、村長が之を管理して特別の理由なき限り拂出を認めない貯金が十種類あるのであつて、此等が預貯金の増加に與つて力あつたことも云ふまでもないであらう。

試みに最近に於ける信用組合貯金並に此等の管理貯金額を觀れば左の如くである。

雲原信用販賣購買利用組合貯金及貸付金額(十二月末現在)

	貯 金	貸 付 金
昭和十一年	一二六、〇六七	六六、〇五四
同 十二年	一四〇、八五六	六六、四二八
同 十三年	一六六、〇八九	五七、九一一
同 十四年	一九一、九二二	四七、二一三
同 十五年	二二六、七一〇	四〇、二一四
管理貯金總額(十二月末)		
昭 和 十 一 年		二七、四四六
同 十 二 年		三一、七八八
同 十 三 年		三七、三二六
同 十 四 年		四七、〇七八

然るに此の間時局は益々緊迫し、農村は擧げて農産物の増産に邁進するの必要に迫られるに至つた

のであるが、本村に於ては斯くの如く集團耕地造成が生産力擴充に對し尠なからざる効果を齎せる實情に照し、十五年更に右事業の繼續を基とする經濟更生振興計畫なるものを樹立して、斯かる要請に應へんとしたのである。

即ち右は集團耕地の造成と有畜農業の奨励とを引續き行ふことによつて各農家の労働能率を高め、且つ自給肥料の増産を圖ると共に耕地の改良をも併せ行ひ、玄米反當三石、蠶繭反當三十貫の生産を實現し、食糧並に纖維資源の確保に資する處あらんとするを目的とする計畫であつて、農林省に助成を仰ぐの外、三井報恩會よりも援助を受け今や着々と事業を進めつゝある状態にある。

經濟更生振興計畫

計畫概目	所要事業費	説明
集團耕地造成施設	四〇、〇〇〇	農家二十戸の移轉施設に依り八十四戸の集團耕地を造成す
二頭厩舎施設	二四、〇〇〇	二頭厩舎六十戸、建設費一戸當四百圓、既設と合計一百戸となり、牛二百頭収容となる
養蠶増産施設	七五、〇〇〇	養蠶増産施設農家五十戸の試験施設とし一戸當壹千五百圓五年計畫にて完成
農地改良施設	一二〇、〇〇〇	農地改良費十二萬圓、反當二百圓と假定、六年計畫にて施設

監督指導費	二五、五〇〇	養蠶増産、農地改良、肥料充實の指導監督各一人を配置し、六年間二人、七年間一人の給與
事務費	七、〇〇〇	事務費年額壹千圓 七年間分
合計	二九一、五〇〇	

附記

以上は雲原村に行はれてゐる諸施設中主として經濟的のものに就いて概観して來たのであるが、此の外注目すべきは衛生施設であつて、府營の診療所が昭和十三年に設立せられたのはじめ、寄生虫驅除の目的を以て厚生省助成の下に密閉式改良便所を全村に普及中である。

三、集團耕地造成事業の輪廓

本村に謂ふ集團耕地造成事業とは、前項に於ても若干觸れた如く、分散せる耕地を農家の周圍に集中する謂はゞ農場組織を編成せんとする企圖を指すものであつて、之が達成の方法としては耕地の交換分合と住宅の移轉とが採られてゐる。

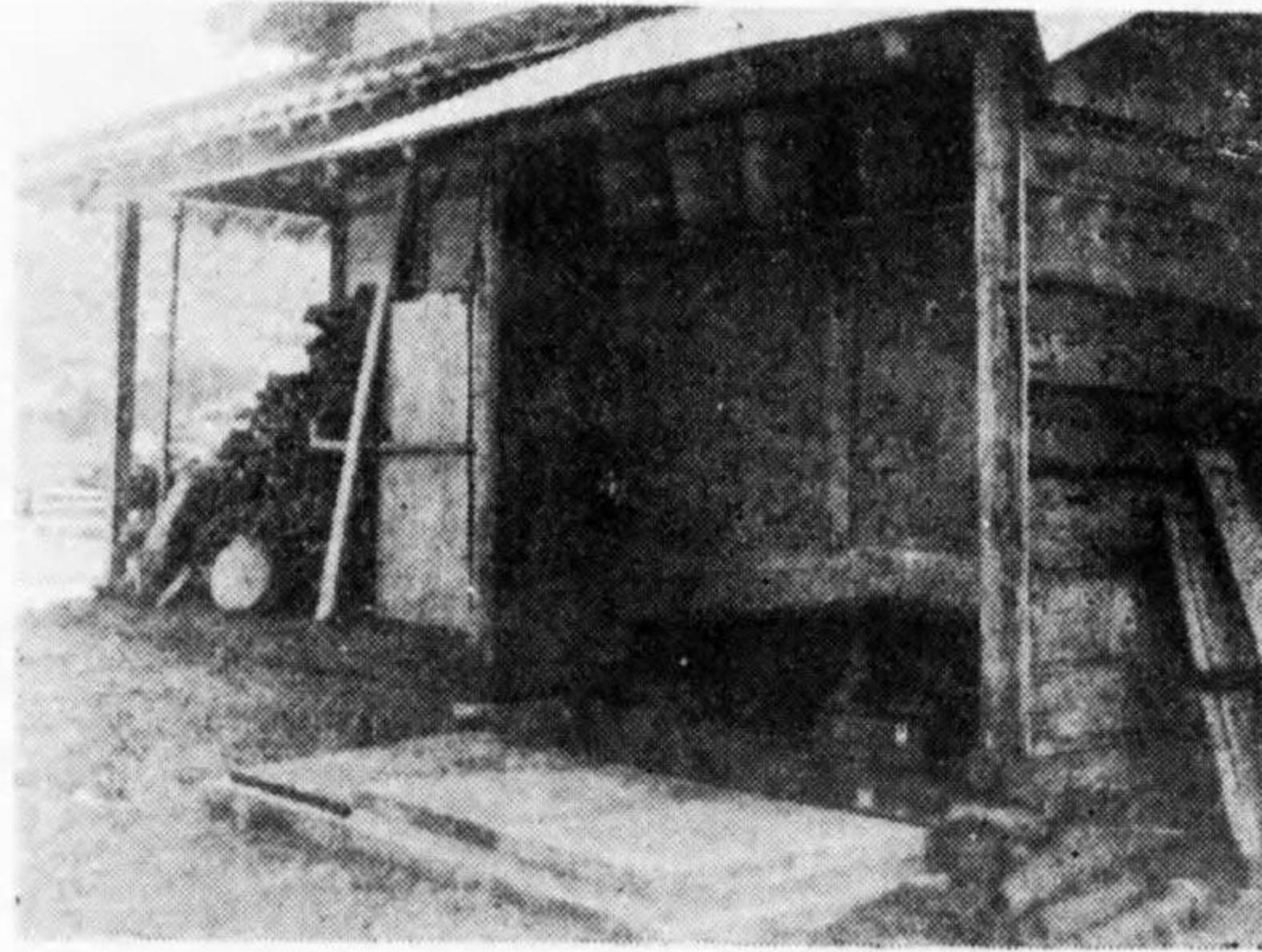
即ち本村農家一戸當平均反別たる田七反歩、畑三反歩に基準を置いて分散せる耕地の交換分合集團化を圖り、之に附隨して自作農の創設も併せ企圖すると共に、必要ある場合には更に住宅そのものを



土當歸抑制栽培設備



診療所



密閉式改良便所

も集團化せる耕地の附近に移轉せんとするものであるが、此等耕地の交換分合並に住宅の移轉は總て産業組合、農會、農地委員會の長を兼ねる村長の計畫指導の下に進められるのであつて、交換分合に於ける所要耕地の決定或は評價の如き、住宅移轉に於ける農家の選定の如き孰れも實質上村長の一存に於てなされてゐるのである。

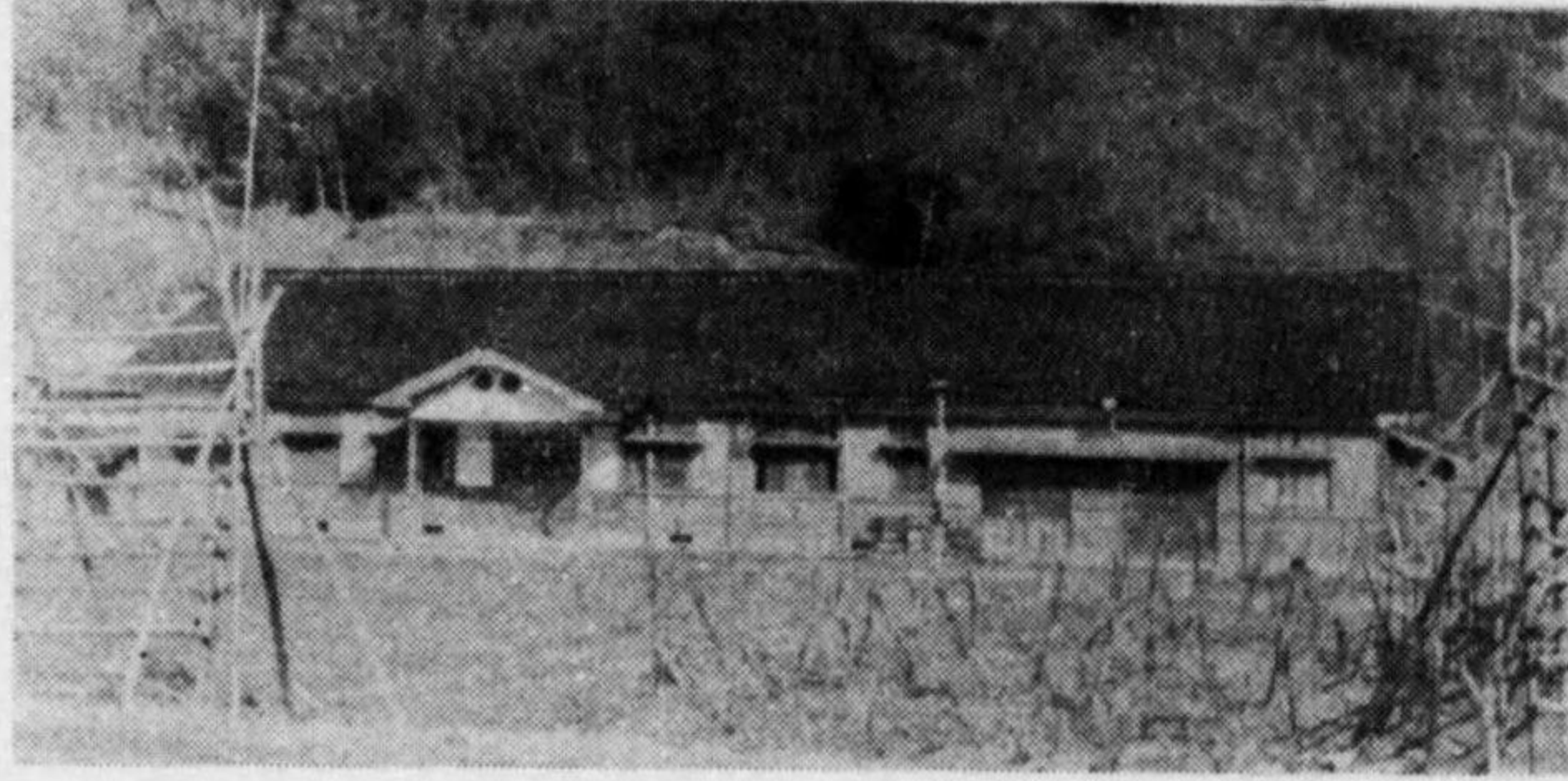
而して斯かる集團耕地の造成は三十一戸——當初二十五戸と計畫され、後事業中途に於て斯く變更された——の住宅移轉を伴ふことによつて全村百二十六戸の農家に實現が期し得られる豫定であるが、現在迄に完成せられた農家は四十一戸、目下實行中に屬するものは十七戸であつて、此の爲異動せる耕地の面積は

	自作地		小作地	
	關係人員	交換分合面積	關係人員	交換分合面積
田	五一 ^人	八九・七一四	三一 ^人	三八・八一〇
畑	三五	九・〇〇四	三六	九・八〇一
其他	三	〇・七一二	五	一・七〇六

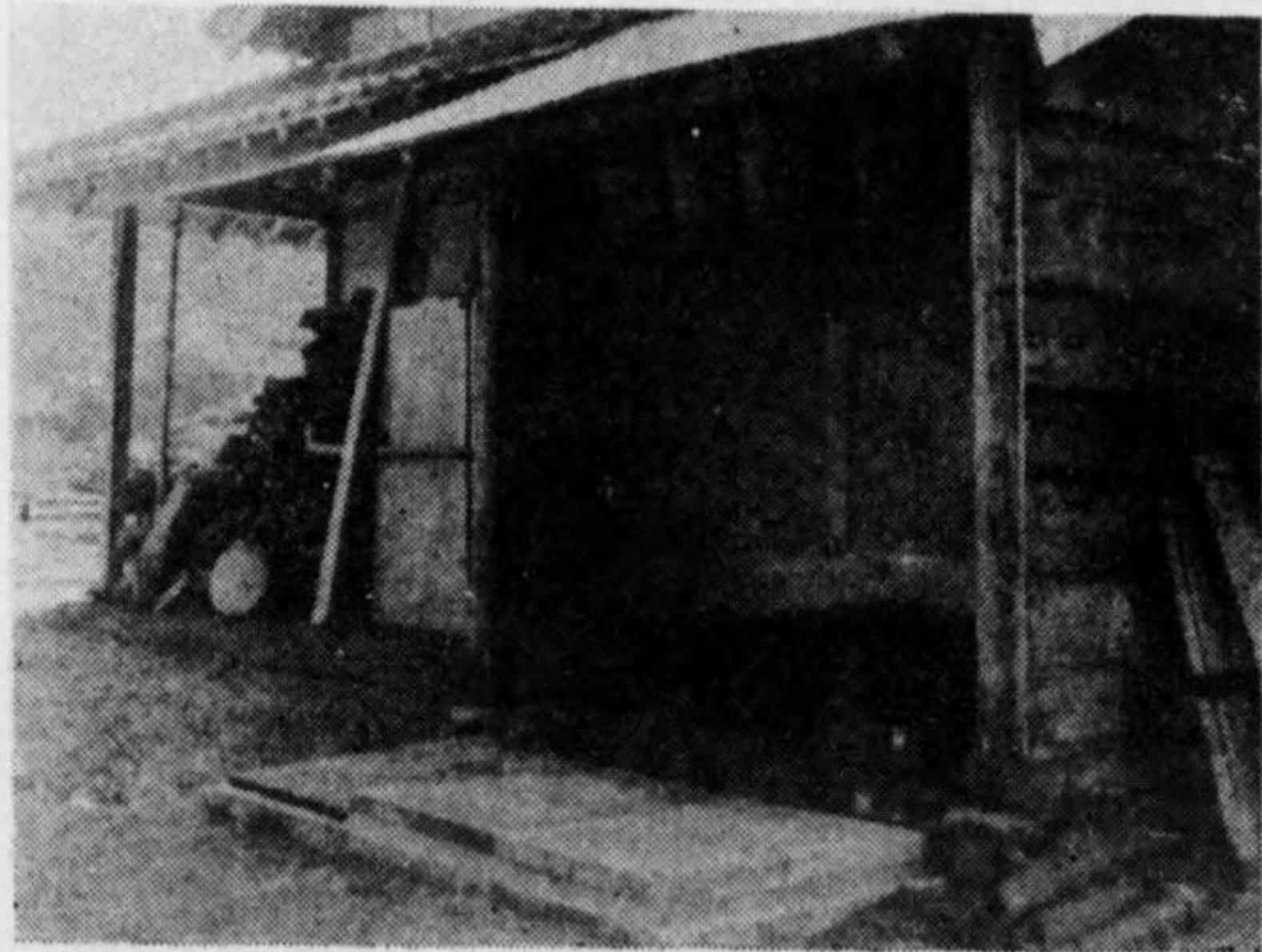
である。此の中住宅の移轉を行つたものは



土當歸抑制栽培設備



診療所



密閉式改良便所

も集團化する耕地の附近に移轉せんとするものであるが、此等耕地の交換分合並に住宅の移轉は總て産業組合、農會、農地委員會の長を兼ねる村長の計畫指導の下に進められるのであつて、交換分合に於ける所要耕地の決定或は評價の如き、住宅移轉に於ける農家の選定の如き孰れも實質上村長の一存に於てなされてゐるのである。

而して斯かる集團耕地の造成は三十一戸——當初二十五戸と計畫され、後事業中途に於て斯く變更された——の住宅移轉を伴ふことによつて全村百二十六戸の農家に實現が期し得られる豫定であるが、現在迄に完成せられた農家は四十一戸、目下實行中に屬するものは十七戸であつて、此の爲異動せる耕地の面積は

	自作地	小作地
關係人員	交換分合面積	關係人員
田	五一 ^人	三一 ^人
畑	八九・七一 ^反 四	三八・八一〇
其他	三五	九・八〇一
	三	一・七〇六
	〇・七一二	

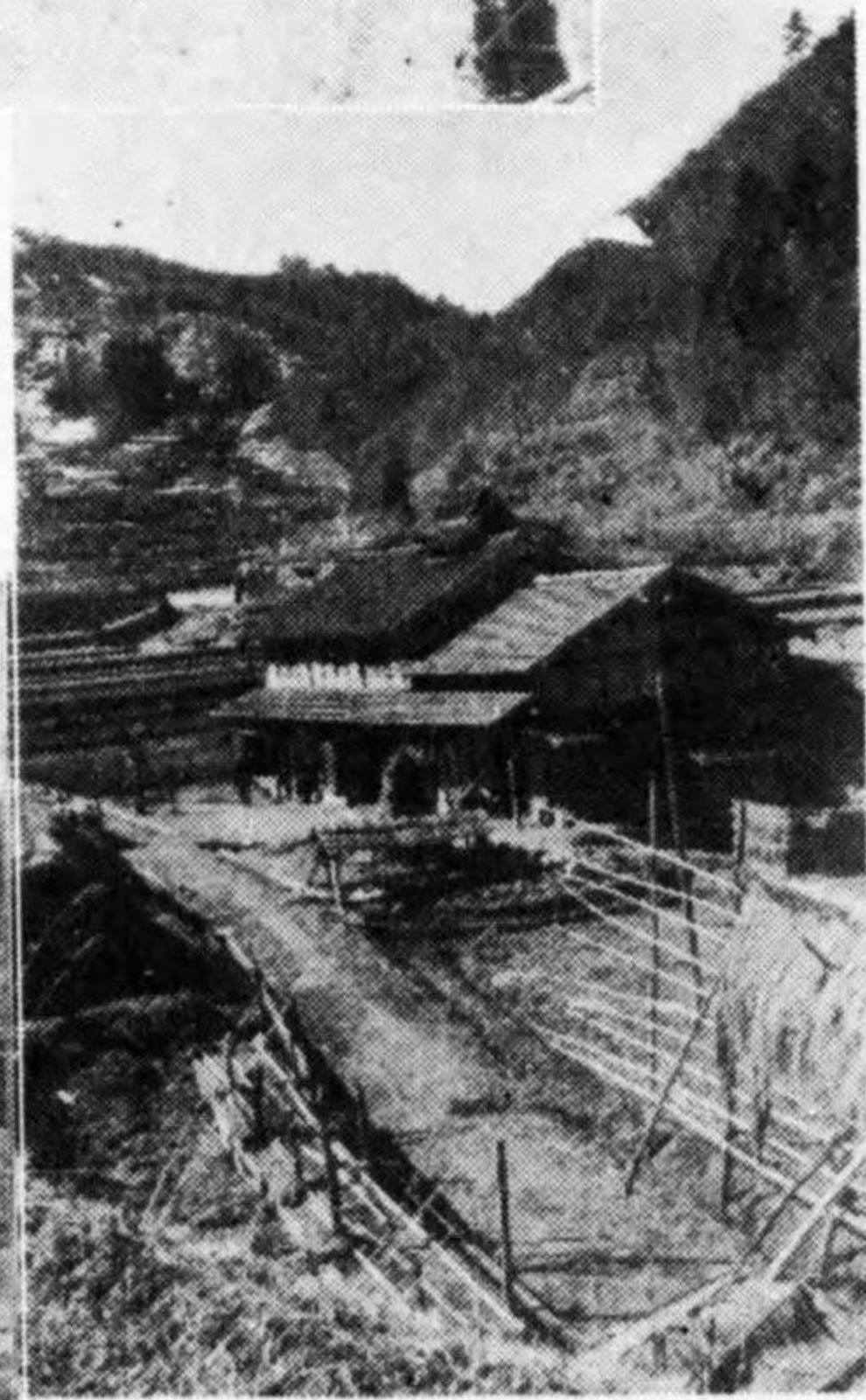
である。此の中住宅の移轉を行つたものは

移轉農家番號	移轉の時期	移轉前の部落名	移轉後の部落名
I	昭和十一年	山西石	横尾
II	"	山谷	横尾
III	昭和十二年	寺谷	南島
III	昭和十三年	西石	横尾
V	"	横尾	横尾
VI	"	寺谷	寺谷
VI	昭和十四年	西石	西石
VIII	"	南島	南島
IX	"	佛谷	佛谷
X	昭和十五年	西谷	西谷
XI	"	山谷	山谷

の十一戸であつて、尙移轉の決定をみたもの十戸存して居り内四戸は地均工事に着手してゐる状態にあるのであるが、此等の移轉農家の家屋は孰れも専門家の設計〔註〕に基いて建築せられ、明るく、住みよ



移轉農家

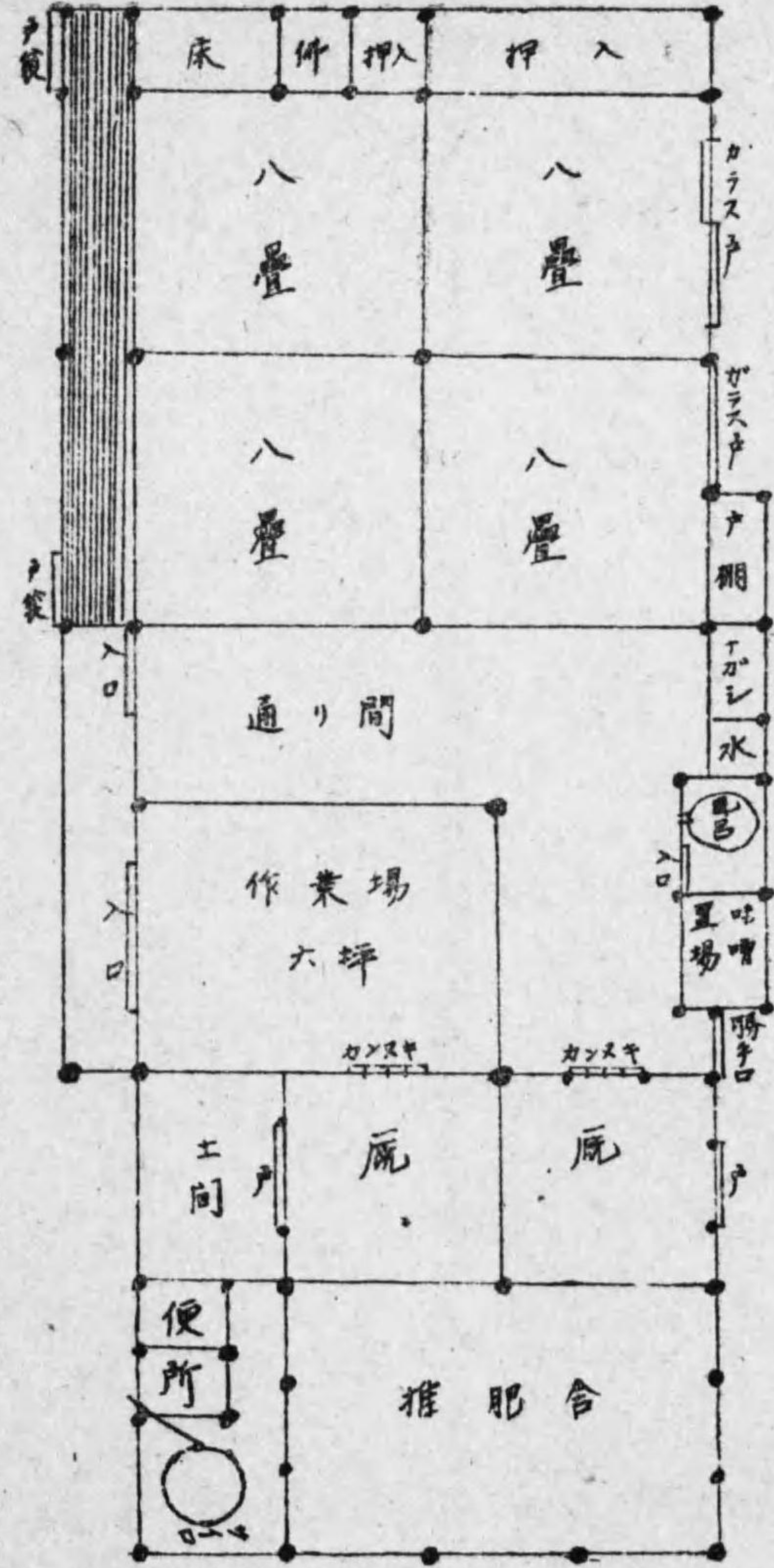


移轉農家



業事良改地耕

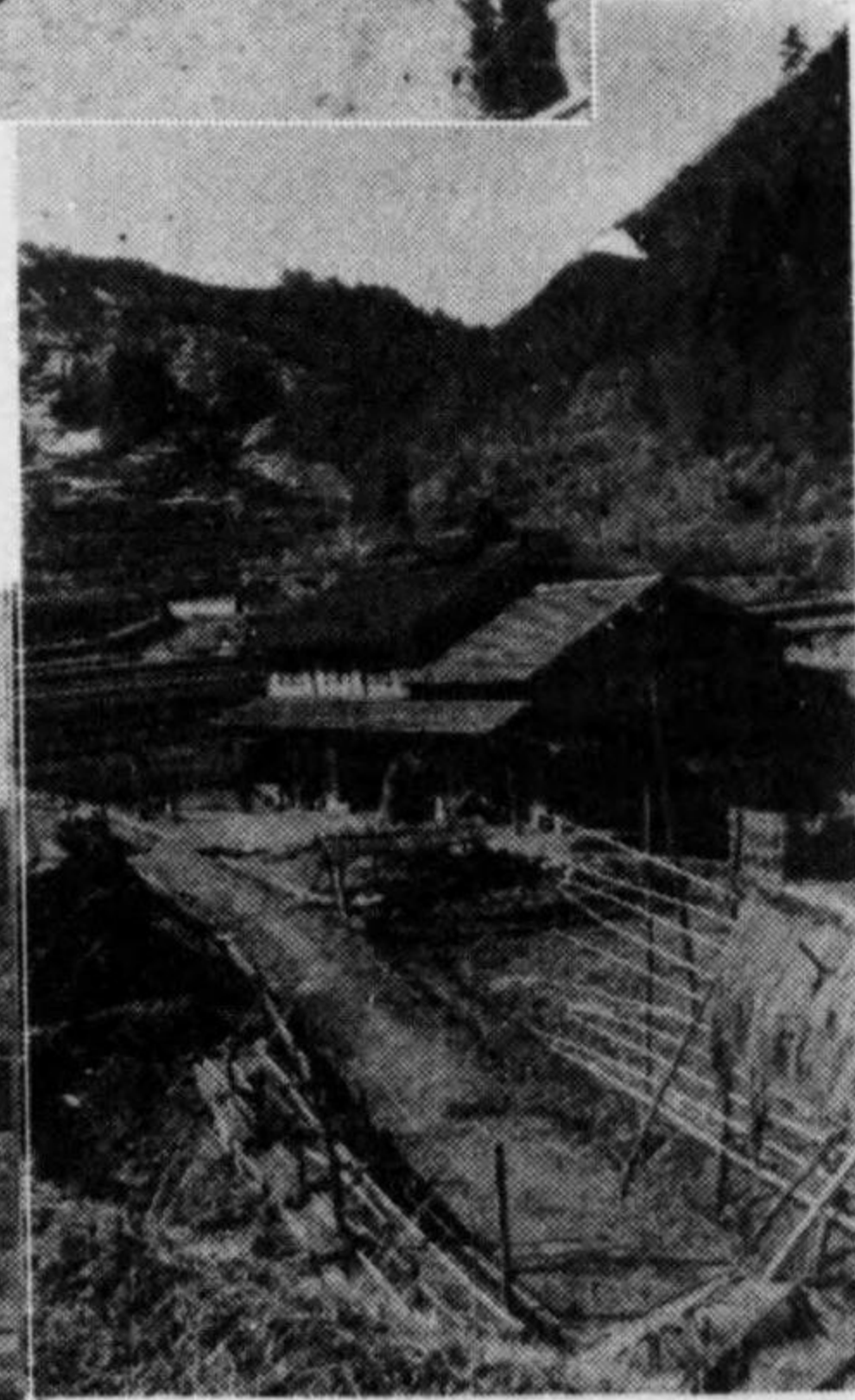
集團耕地造成事業は斯くの如く耕地の交換分合並に住宅の移轉に依つて遂行されつゝあるのである



く、衛生的であり、且つ外觀も農家として申分ないものであつて、建築費は移轉農家の生活程度に依つて區々であるが、二、三千圓程度のもが多いやうである。
 【註】 参考迄に移轉農家の設計の一例を示せば左の如くである。



移轉農家

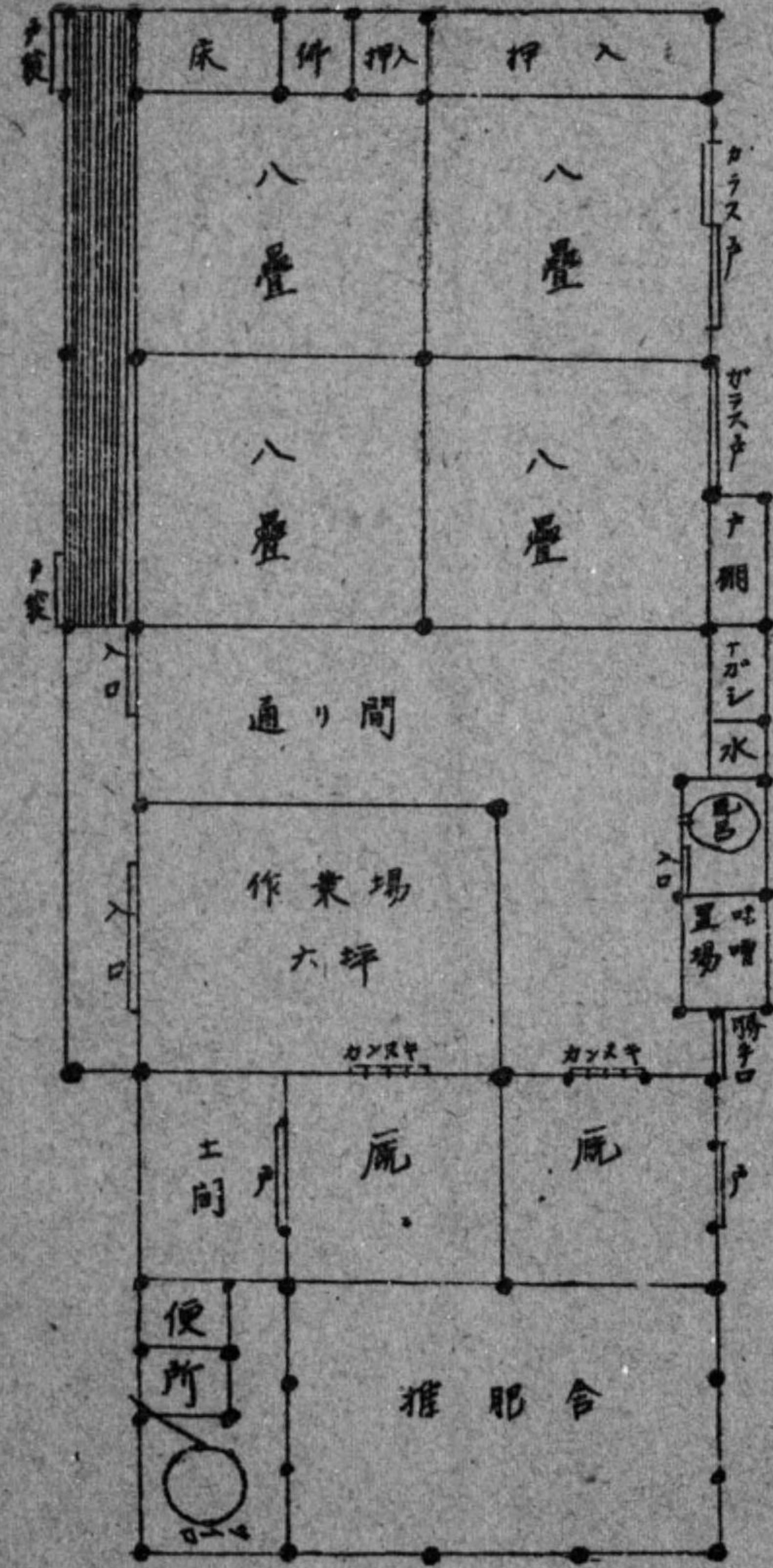


移轉農家



業事良改地耕

集團耕地造成事業は斯くの如く耕地の交換分合並に住宅の移轉に依つて遂行されつゝあるのである



く、衛生的であり、且つ外觀も農家として申分ないものであつて、建築費は移轉農家の生活程度に依つて區々であるが、二、三千圓程度のもが多いやうである。

〔註〕 參考迄に移轉農家の設計の一例を示せば左の如くである。

から、之が遂行を繞つて或は耕地獲得の爲の或は住宅建築の爲の資金需要が起つて來ることは必然であつて、之に對しては農村經濟更生特別助成金或は三井報恩會よりの寄附金等の補助助成金並に自作農創設維持資金或は農村經濟更生資金等の政府資金を充當する外、産業組合をも動員し村長の認證の下に年五分の特別低利資金の供給を行つてゐる。

即ち、耕地の交換分合を繞つて生ずる資金の需要に對しては専ら自作農創設維持資金が向けられ、又住宅の移轉を繞つて起る資金の需要に對しては、此の事業が經濟更生特別助成事業となつてゐた關係上、従來は經濟更生特別助成金と農村經濟更生資金とが充當されてゐたが、特別助成の終了をみた今後に於ては斯かる助成金に代へ一戸當千圓程度を以てする三井報恩會よりの寄附金が向けられるのであつて、産業組合は主として此等の繫資金を供給する形をとつてゐるのである。

而して此の住宅の移轉に對する助成金は一定の標準に基くことなく村長の自由裁量に依つて貧者に厚く富者に薄く交付せられてゐる爲、住宅移轉關係に於ける資金の貸借は、移轉農家十一戸に於ける集團耕地造成關係資金の借入狀況

移轉農家番號

預金部資金

自作農創設維持資金

産業組合

I

八〇〇



鵠を期し難い事情も存してゐるのであるから、農業労働の具體的な一指標であり増産の一方でもあ
る耕地の利用面積を併せ觀察すると、

	昭和十一年	同 十二年	同 十三年	同 十四年	同 十五年
水稻	八一九 _反	八三八 _反	八四三 _反	八三三 _反	八三六 _反
大麥	一七	一四	四九	四五	九一
裸麥	二五	一一	一〇	一〇	一〇
小麥	一六	一三	二三	一七	五〇
(麥類計)	五八	三八	八二	七二	一五二
大豆	三四	四三	四二	四五	三八
小豆	六一	八八	七五	七八	六五
蕎麥	二六	二六	二五	二五	一四
甘藷	一一	一三	七	一五	一四
馬鈴薯	一四	一五	一六	一五	三一
以上計	一、〇二三	一、〇六一	一、〇九〇	一、〇八三	一、一四九

其他 六九 六九 七一 七二 未だ不明

桑園 二二三 二二二 一七三 一七八 一八一

合計 一、三〇五 一、三四二 一、三三四 一、三三三

の如く昨年あたり著しく増大したことが見受けられるのであり、若干明確を缺くとは云へ、茲に集團
耕地造成の農産物増産上に及ぼす影響の尠なからざることを讀み取り得るものと思料されるのであ
る。

集團耕地の造成は斯くの如く農業生産に對し尠なからざる好影響を與へてゐるのであるが、其の反
面に於ては造成せられた耕地が或は山奥の瘦地のみには或は川沿の水禍の危険多い場所のみに當る農家
の發生をも齎してゐるのであつて、私經濟的には解決を要する諸種の問題を提供してゐるのである。

(2) 農村構成に及ぼす影響

本村に於ては田畑約五町歩を所有する一戸を除けば大地主は全く存して居らず、且つ小作農も農家
總戸數の^{〔註一〕}一六%内外に過ぎない有様にあるのであり、又面積三町歩を超えるやうな大なる經營を行つ
てゐる農家の全く存して居ない代り五反歩に満たないやうな零細なものも^{〔註二〕}二七%内外を數えるに過ぎ
ない有様にあるのであつて、從來にあつても階層的にも將又經營規模的にも餘り著しい懸隔の存しな

い構成が見受けられるのであるが、前述の如く田七反歩、畑三反歩に基準を置いて耕地の交換分合を行ふと共に之に關聯して可及的自作農の創設をも企圖せんとする集團耕地造成事業が斯かる構成を更に均等ならしめる働をなすものであることは言を俟たない處であつて、此の傾向は右事業の完成をみた農家數四十一戸、總農家戸數の三二%に過ぎない今日に於ても統計上略々之を看取することが出来るのである。

自作別耕地面積

年次	田		畑	
	自作	小作	自作	小作
昭和十一年	五三・七〇町	二七・〇〇町	八〇・七〇町	二八・〇〇町
同十二年	五〇・五〇町	三一・三〇町	八一・八〇町	一〇・六〇町
同十三年	五七・六〇町	二五・六〇町	八三・二〇町	七・二〇町
同十四年	五三・五〇町	三一・〇〇町	八四・五〇町	四・五〇町
同十五年	六〇・四〇町	二三・二〇町	八三・六〇町	三・〇〇町
合計	二七三・七〇町	一四一・一〇町	四一〇・八〇町	一〇〇・三〇町
合計	三三・七〇%	一〇・〇〇%	三九・〇〇%	三・五〇%

自作別農家戸數

年次	自作兼小作		小作		合計	
	實數	百分率	實數	百分率	實數	百分率
昭和十一年	六〇戸	四三・八%	二三戸	一六・八%	一三七戸	一〇〇・〇%
同十二年	六〇戸	四二・九%	二二戸	一六・四%	一四〇戸	一〇〇・〇%
同十三年	六一戸	四五・五%	一七戸	一三・二%	一三四戸	一〇〇・〇%
同十四年	六一戸	四五・五%	一七戸	一三・二%	一三四戸	一〇〇・〇%
同十五年	四二戸	三三・三%	一四戸	一〇・七%	一二六戸	一〇〇・〇%
合計	三〇三戸	四二・九%	一〇〇戸	一三・二%	四〇三戸	一〇〇・〇%

經營面積別農家戸數

年次	五反未満		一町以上		三町以上		五町以上		合計	
	實數	百分率	實數	百分率	實數	百分率	實數	百分率	實數	百分率
昭和十一年	三八戸	二七・七%	八七戸	六三・五%	一二戸	八・八%	—	—	一三七戸	一〇〇・〇%
同十二年	三六戸	二六・九%	九〇戸	六四・三%	一四戸	一〇・〇%	—	—	一四〇戸	一〇〇・〇%
同十三年	三六戸	二六・九%	五〇戸	三七・三%	四八戸	三五・八%	—	—	一三四戸	一〇〇・〇%
同十四年	二八戸	二二・二%	五七戸	四三・二%	四一戸	三〇・六%	—	—	一二六戸	一〇〇・〇%
同十五年	二八戸	二二・二%	五七戸	四三・二%	四一戸	三〇・六%	—	—	一二六戸	一〇〇・〇%
合計	一五〇戸	四二・九%	三〇三戸	四二・九%	一〇〇戸	一三・二%	—	—	四〇三戸	一〇〇・〇%

〔註一、二〕 昭和十年に於ける自小作別農家戸數並に經營面積別農家戸數の全國的割合は左の如くなつてゐる。

自作	三〇・九%
自作兼小作	四二・一
小作	二七・〇
五反未満	三五・五%
五反以上一町未満	三三・三
一町以上三町未満	二六・九
三町以上五町未満	二・七
五町以上	一・六

(3) 社會生活に及ぼす影響

集團耕地造成事業は農家の移轉をも行ふものであるから、之に依つて村落は密居制より散居制に編成替されつゝあるのであつて、或は孤立生活の淋しさ或は兒童の通學不便等社會生活上には解決せらるべき若干の問題を齎しつゝあるやうである。

五、雲原村集團耕地造成事業進捗の原因

集團耕地造成事業は屢述の如く單に耕地の交換分合を行ふに止まらず、更に住宅の移轉をも行はんとするものであるが、是を繞つては、前項に於て述べた私經濟上、社會生活上の諸問題の外、交換分合せらるべき耕地の評価、移轉せらるべき農家の決定、先祖傳來の耕地に對する執着の切斷等々の技術上、農民心理上の諸問題も隨伴し、其の進捗に支障を與へることが考へられるのであつて、本村に於ける集團耕地造成事業が進捗をみつゝある原因は此等の諸問題が如何に解決處理されてゐるかを觀ることによつて求め得るものと思料されるのである。

(1) 私經濟上の諸問題

集團耕地造成事業に支障を與へる私經濟上の問題は既に指摘しておいた如く右事業が耕作に於ける危険の集中化或は瘦地のみを集團化を招來する點にあるのであつて、就中水禍に見舞はれること多く且つ其の耕地の多くが所謂棚田、濕田より成つてゐる本村の如きにあつては此等の問題の解決は事業遂行上最も肝要なことに屬するのである。

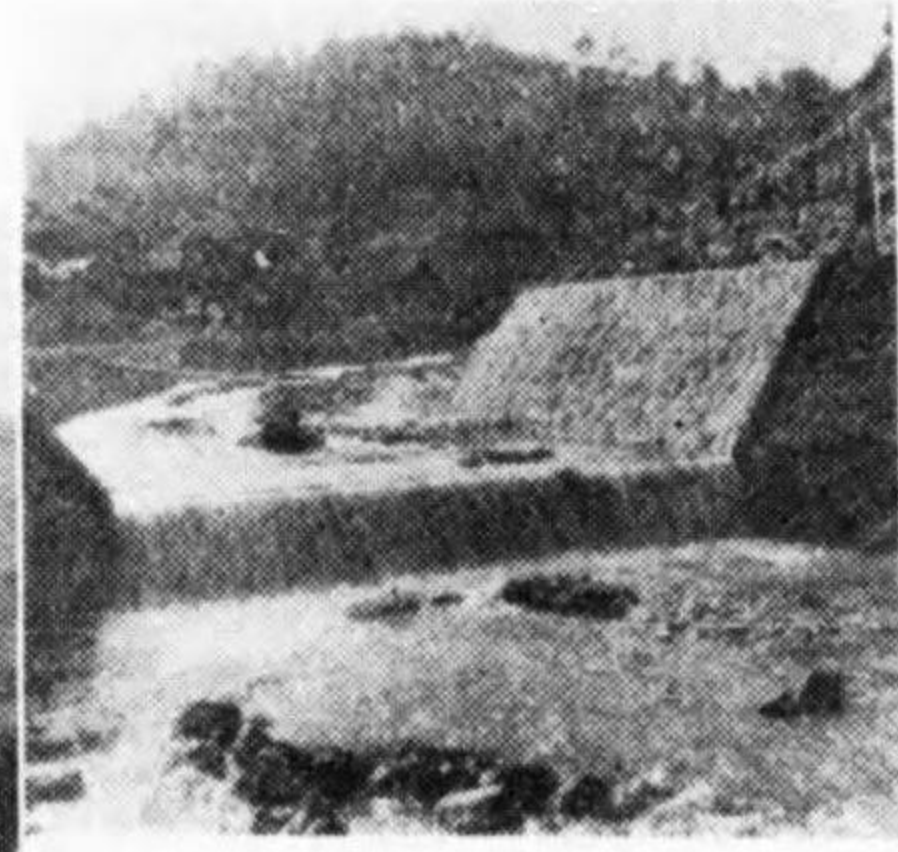
本村に於ては耕作上の危険は主として水禍であり、其の爲村民は川沿耕地を極端に嫌惡する因習す

らあつたのであつて、集團耕地の造成は斯かる水禍の危険の集中化せられた農家の發生を促すことゝなるのであるが、之に對する解決は内務省直營の驚くべき程大規模な治水砂防工事によつて與へられてゐるのである。

即ち水禍を防止する爲、如何に小さな澤と雖水の流れる處には立派な護岸工事が施され、水路は整理然と、而も適當の勾配に改められ、水源地には孰れも土砂止の大堰堤が構築せられつゝあるのであつて、其の總工費五〇萬圓と稱せられてゐる。

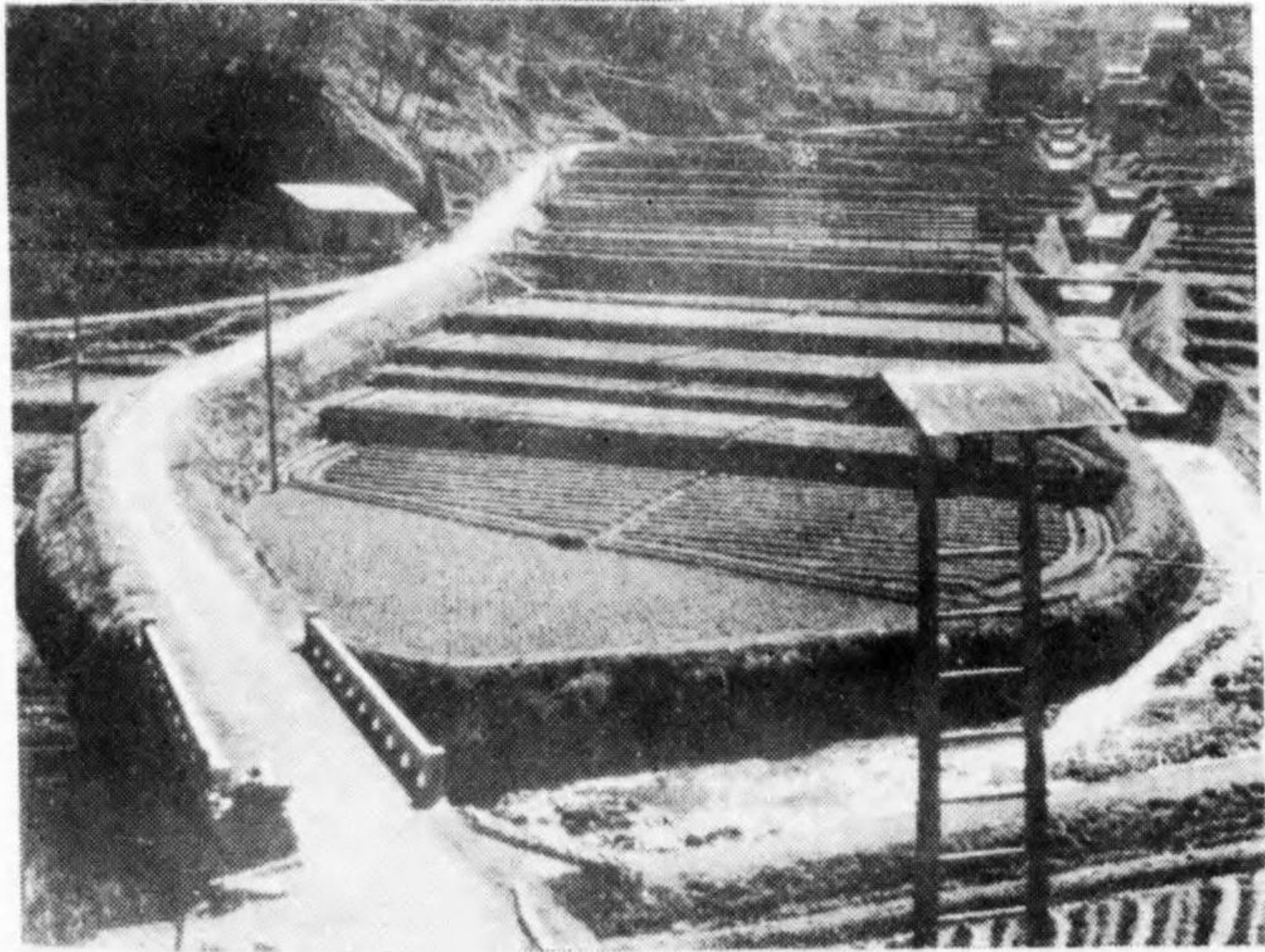
三岳川	工事完成	
三岳川支流 (上谷川)	工事完成	三〇萬圓
(山谷川)	一部未完成	
(横尾川)	大部分未完成	
雲原川	大部分完成	二〇萬圓
深山川	工事着手	
		目下工事中

次に問題となるのは集團耕地の造成によつて其の耕地が瘦地のみになる農家の生じ得ることであるが、之に就いての解決としては反當平均二百圓總經費十二萬圓といふ徹底的な農地改良事業が企圖さ



護岸工事

護岸工事



護岸工事完成せる水路と耕作道

らあつたのであつて、集團耕地の造成は斯かる水禍の危険の集中化せられた農家の發生を促すこと、なるのであるが、之に對する解決は内務省直營の驚くべき程大規模な治水砂防工事によつて與へられてゐるのである。

即ち水禍を防止する爲、如何に小さな澤と雖水の流れる處には立派な護岸工事が施され、水路は整然と、而も適當の勾配に改められ、水源地には孰れも土砂止の大堰堤が構築せられつゝあるのであつて、其の總工費五〇萬圓と稱せられてゐる。

三岳川 工事完成

三岳川支流 (上谷川) 工事完成

(山谷川) 一部未完成

(横尾川) 大部分未完成

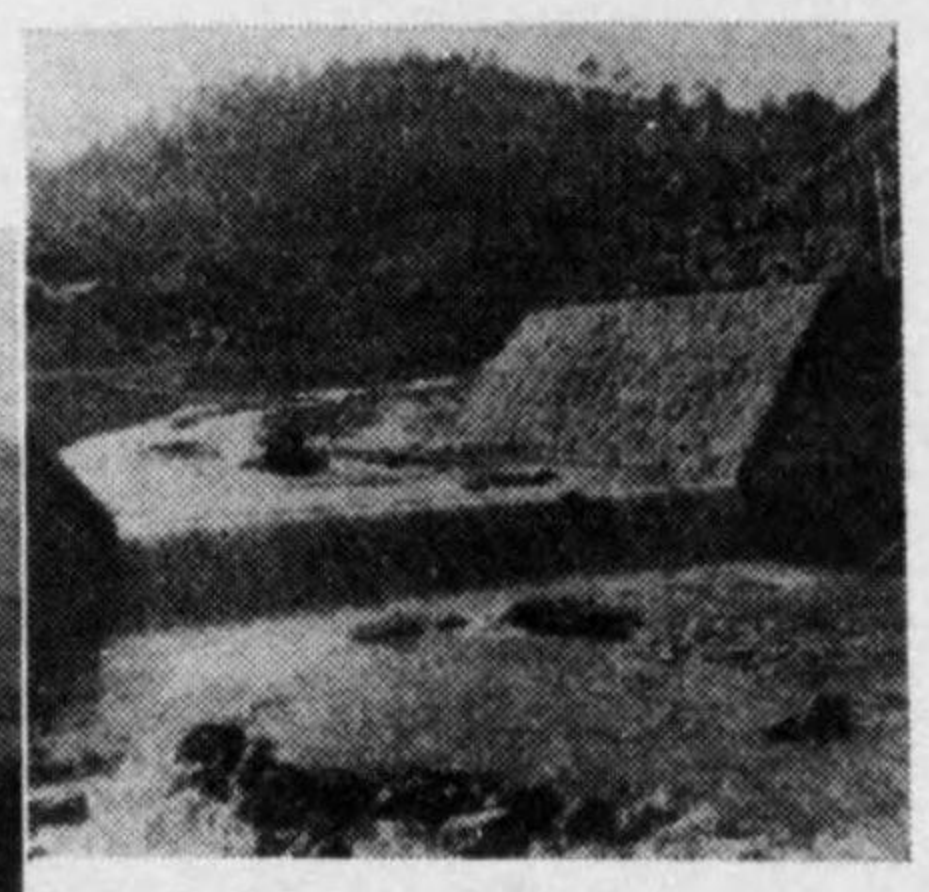
雲原川 大部分完成

深山川 工事着手

三〇萬圓

二〇萬圓
目下工事中

次に問題となるのは集團耕地の造成によつて其の耕地が瘦地のみに當る農家の生じ得ることであるが、之に就いての解決としては反當平均二百圓總經費十二萬圓といふ徹底的な農地改良事業が企圖さ



護岸工事

護岸工事



護岸工事完成せる水路と耕作道

れて居り、排水、床締、客土、畦畔規正等既に若干實施をみつゝあるのであつて、而も之が資金は政府の補助と三井報恩會の寄附とによつて賄ひ得ることゝなつてゐるのである。

而して此の農地改良事業は集團耕地造成事業の開始と共に行はれるには至つて居らず、昨年經濟更生振興計畫の樹立せられた時に至つて採り上げられてゐるのであるが、それは單に之に依る農産物の増産を目的としてのみ企圖されたものではなく、集團耕地造成事業の圓滑なる遂行を期するには之を等閑視することの不可能なことが痛感されるに至つたことにも因るものと思料されるのである。

(2) 社會生活上の問題

集團耕地の造成に因つて齎される社會生活上の問題、例へば孤立生活の淋しさとか兒童通學上の不便とかに就いては現在の處何等の對策も講ぜられてゐないが、指導者たる村長の威望高きと本村が小村なることに因るか事業の遂行にはさまで支障を與へてゐないやうである。

乍併、兒童通學上の不便の如き地理的關係から來るものはいざしらず、孤立生活の淋しさといふやうな精神的な點に就いては之を輕視し去るべきではなく、ラジオ等の普及を圖り之が緩和を企圖する必要があるのではないかと思ふ。

〔註〕 本村に於けるラジオ聴取者は僅か數戸あるに過ぎない。

(3) 技術上並に農民心理上の問題

集團耕地造成事業の遂行に當つては適切なる處置を必要とする諸種の技術上並に農民心理上の問題が存してゐるが、其の主なるものは交換分合に於ては交換分合すべき耕地の決定、評價並に農家との受諾の交渉であり、農家移轉に於ては移轉すべき農家の決定並に之が受諾の交渉であらう。

而して此等は孰れも實質上指導者たる村長の獨裁によつて行はれてゐるものと謂ふを得べく、交換分合すべき耕地の決定並に評價移轉すべき農家の決定は孰れも村長の一存によつてなされて居り、且つ農家との受諾の交渉も村長自ら之に當つてゐる實情にあるのであつて、其の熱意と威望とは先祖傳來の耕地に對する農民の極めて強い執着をも斷ち切り、其の耕地の評價に當つて採つた方法、即ち評價上の差額のみを發表通知して之を當事者間に授受せしめんとする方法は評價の高低によつて齟齬する種々の紛糾を斥けてゐるのである。

〔註〕 村人の語る處によれば、村長は實に根氣がよく一度で受諾を得ない場合は何度も何度も呼び出して受諾する迄説得に努め、中には三ヶ年もかゝつたものもあるさうである。

斯くの如く集團耕地造成事業を繞り之が支障として提起される諸問題の中、其の對策として客觀性のある具體的な施設の試みられつゝあるのは私經濟上の問題のみであつて、他は多かれ少なかれすべ

て指導者たる村長の威望と熱意によつて克服されてゐるとみることが出来るのである。而も前者私經濟上の問題にあつても其の對策として採られた治水砂防工事、耕地改良事業資金の調達等孰れを省るも窮局する處村長の手腕に俟つ處多かつたと云ひ得るのであつて、本村の集團耕地造成事業の進行が如何に指導者たる村長一個人の手腕に依存してゐたか分るのである。

即ちより具體的に云へば、當村村長は往年西原借款で有名な西原龜三氏其人であつて、本村をして合理的農業經營組織設立の試験場たらしめ、以て全國農村に資する處あらんとする氏の晩年の理想が此の集團耕地造成事業を中心とする經濟計畫となつて表はれて來たのであるが、斯かる事情よりする氏の本事業に對する熱意と氏の村民に對する威望とが、大地主少なくして地主勢力はみられず、村民は素朴で政争を好まないといふ本村の事情と相俟つて、諸種の社會的精神的な支障を容易に克服すると共に、更に氏の政界財界に知已多き事情が本事業遂行に必要とする經濟的諸條件の整備を容易ならしめたのであつて、西原龜三氏の存在が本村に於ける集團耕地造成事業を押し進めつゝあるのであるとも極言し得ると思ふ。

六、結 言

以上雲原村に於て觀た如く、農場制を目的とする集團耕地の造成はもとより單なる耕地の交換分合にあつても、之が圓滑に進捗する爲には諸種の經濟的社會的條件の整備せらるゝこと、共に優秀な指導者の存在することが必要と考へられるのであつて、其等の農業生産力擴充に資する處多大なるものありとは云へ、直ちに以て全國各町村に押し及ぼすの不可能であることは言を俟たない。

乍併、此等の事業を繞り之が支障として提起される諸問題の中、何と云つても最も重要なものは經濟上の問題にあると思料されるのであつて、雲原村の如く此等經濟上の問題を解決する爲にも村長の優れたる手腕を必要とした場合は別として、此等の解決が割合容易に遂行し得る條件さへ與へられ、西原氏程の優秀なる指導者を求めずとも、之が實施は可能となるのでないかと考へられるのであり、且つ臨時農地價格統制令の施行をみた今後に於ては耕地評價上の問題を繞る障礙の輕減されることも考慮されるのであつて、更に其の可能性を増すものと思料されるのである。

而も益々其の重要性を増しつゝある農業生産力擴充の要請に應へる爲には單なる應急的措置のみに止まるを得ず、農業經營組織そのもの、合理的轉換を必要とするに至つてゐる今日に於て、斯かる合

理的經營に進む當初の手段として、農場制を目的とする集團耕地の造成或は單なる耕地の交換分合を採り上げることとは亦極めて時宜を得たる一方法と看られるのであり、更に此等が昨今喧傳せられつゝある適正規模の問題との關聯の下に採り上げられれば一層效果ある方法と思料されるのであつて、其の可能なる範圍に於て可及的速かに之が普及に努力することは時局下に於ける極めて喫緊な問題に屬してゐる。

従つて此等集團耕地の造成或は耕地の交換分合等の遂行上必要となる經濟上の諸條件を整備することは極めて重要な問題をなすものと看ることを得べく、之が諸施設に對しては資材並に資金の兩方面共可及的圓滑を期せねばならぬのであつて、茲に時局下農業金融の重要な一使命が存するものと考へ得られるのである。

而して斯くして形成せられた農場或は耕地の集中に對してはあらゆる手段を講じて其の存續を圖らねばならぬことは素より當然であつて、此の對策としては或は世襲財産法の如きも考へられるのであるが、之が施行せらるゝ如き狀勢には立ち到つてゐない今日に於ては、存續上より觀て適當と思はれる購入者或は賃借者の見出されるまで農事實行組合の如き部落團體によつて管理する方法を講ずるか、或は生活の不如意による賣却の場合の如き金融によつて豫め之を阻止する方法を講ずるとかする

のが適切と考へられるのであつて、^{〔註〕}茲にも時局下農業金融の一使命が生れ出るのでないかと思ふ。

〔註〕 雲原村では將來に於ける集團耕地の維持存続に就いては村長は『之を破壊するやうなことは起り得ない』と稱し、今の處何等對策は講ぜられてゐないやうである。従つて何等かの事情により集團化せられた耕地を賣却或は賃貸する必要に迫られた場合には、耕地は再び分散せられるか、或は又自治的に集團耕地の存続が圖られるとしても、需要範圍が小範圍に限定せられる關係上賣買價格或は小作料が低落するかが豫想されるのであつて、雲原村の村民中にも之を憂へてゐた者があつたのであるが、此等は孰れも斯かる方法に依つて阻止し得るのでないかと思ふ。

昭和十六年九月十五日印刷
昭和十六年九月十九日發行

發行所 日本勸業銀行調査課

東京市麹町區内幸町一丁目一番地

發行人 倉井敏磨

東京市麹町區内幸町一丁目一番地
日本勸業銀行調査課内

印刷者 酒井惣重

東京市下谷區坂町八番地

印刷所 酒井博文堂

東京市下谷區坂町八番地

912
332

のが適切と考へられるのであつて、^{〔註〕}茲にも時局下農業金融の一使命が生れ出るのでないかと思ふ。

〔註〕 雲原村では將來に於ける集團耕地の維持存續に就いては村長は『之を破壊するやうなことは起り得ない』と稱し、今の處何等對策は講ぜられてゐないやうである。従つて何等かの事情により集團化せられた耕地を賣却或は賃貸する必要に迫られた場合には、耕地は再び分散せられるか、或は又自治的に集團耕地の存續が圖られるとしても、需要範圍が小範圍に限定せられる關係上賣買價格或は小作料が低落するかが豫想されるのであつて、雲原村の村民中にも之を憂へてゐた者があつたのであるが、此等は孰れも斯かる方法に依つて阻止し得るのでないかと思ふ。

昭和十六年九月十五日印刷
昭和十六年九月十九日發行

發行所 日本勸業銀行調査課

東京市麹町區内幸町一丁目一番地

編輯者 倉井敏麿

東京市麹町區内幸町一丁目一番地
日本勸業銀行調査課内

印刷者 酒井惣重

東京市下谷區板町八番地

印刷所 酒井博文堂

東京市下谷區板町八番地

912
332

のが適切と考へられるのであつて、^{〔註〕}茲にも時局下農業金融の一使命が生れ出るのでないかと思ふ。

〔註〕 雲原村では將來に於ける集團耕地の維持存続に就いては村長は『之を破壊するやうなことは起り得ない』と稱し、今の處何等對策は講ぜられてゐないやうである。従つて何等かの事情により集團化せられた耕地を賣却或は貸貸する必要に迫られた場合には、耕地は再び分散せられるか、或は又自治的に集團耕地の存続が圖られるとしても、需要範圍が小範圍に限定せられる關係上賣買價格或は小作料が低落するかが豫想されるのであつて、雲原村の村民中にも之を憂へてゐた者があつたのであるが、此等は孰れも斯かる方法に依つて阻止し得るのではないかと思ふ。

昭和十六年九月十五日印刷
昭和十六年九月十九日發行

製本控

912	222	號	年	17.4.24	日
京都府下雲原村視察記 (集團耕地造成を中心として)					
					冊

備考

912
332

912
332

終

